

《 重要なお知らせ 》

「空間情報総括監理技術者」資格認定試験における受験資格を令和8年度実施分から改定します

本資格認定試験に係る基本方針の策定等を担う「空間情報技術委員会」において、受験資格にある「技術士の資格または博士の称号、または、これらと同等の能力を有すること」を、令和8年度以降は「技術士の資格または博士の称号」に改定することと決定しています。本資格は測量・地理空間情報分野において最高位に位置づけられる民間資格であり、業務発注における技術者要件として既に多数の活用実績のあること等が理由です。

上記改定に伴い、日本測量協会は「測量・地理空間情報技術者のための技術士取得支援セミナー」を開講し、「空間情報総括監理技術者」をめざす受験者を支援いたします。本セミナーの詳細については、協会ホームページ等にて案内いたします。